

<本通知のポイント>

「まん延防止等重点措置」適用の期限の延長を受け、令和3年（2021年）8月5日付け教義第455号、教特第248号、教体第621号による対応を、令和3年9月12日（日）まで延長するとともに、更なる感染防止対策の徹底についてお知らせします。

教義第495号

教特第258号

教体第658号

令和3年（2021年）8月19日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導の一層の徹底について（通知）

本県においては、現在、新型コロナウイルス感染症について、国による「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、この度、令和3年（2021年）9月12日（日）まで延長されることになりました。

最近の陽性者は感染力が強いといわれる変異株によるものが大半を占めていること、児童生徒等における感染も増加していること、県内高校の運動部活動においてクラスターが発生していること等を踏まえ、夏季休業明けの始業を迎えるにあたり、校長に対して、各学校での感染防止対策の再確認や児童生徒・教職員及び保護者等に対する指導及び注意喚起を更に徹底するよう指導をお願いします。

特に、児童生徒等が一斉に登校した際に感染が拡大し、新たな感染者や濃厚接触者を出さないよう、学校生活、部活動及び家庭生活において、別添写し及び別紙1「教職員の皆様へ」、別紙2「児童生徒・保護者の皆様へ」の内容を遵守し、非常に強い危機感を持って感染防止対策に当たっていただくとともに、感染拡大により臨時休業等となった場合に備えて、児童生徒等の学びを止めないためのオンライン等による支援体制について万全の準備をお願いします。

また、学校の感染状況等に応じて、臨時休業、分散登校、時差登校又は時間短縮の感染防止対策を実施する場合は、地域の感染状況や学校及び通学方法等の実情を踏まえた上で適切に判断するようお願いします。

上記の対策及び令和3年（2021年）8月5日付け教義第455号、教特第248号、教体第621号で通知した対策の期間を、9月12日（日）までとします。

つきましては、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知くださるとともに、指導をお願いします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

【問合せ先】

- 市町村立学校に関すること
義務教育課 藤岡、松山、平野
096-333-2688
- 特別支援学校及び特別支援学級に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
義務教育課 塩村、小原
096-333-2689